



訪問看護サービス重要事項説明書 (介護給付・予防給付)



トヨタ記念 訪問看護ステーション

〒471-8513

愛知県豊田市平和町1丁目1番地

TEL : 0565-71-0310

FAX : 0565-71-0311



1. 事業所(名称)の概要 (令和4年4月1日現在)

事業所名	トヨタ記念病院 トヨタ記念訪問看護ステーション
所在地	愛知県豊田市平和町1丁目1番地 トヨタ記念病院内
電話番号	0565-71-0310 FAX0565-71-0311
事業所介護保険指定番号	訪問看護ステーション 介護給付(愛知県 2363090248 号) 予防給付(愛知県 2363090248 号)
管理者	太田 由佳
営業時間	8時30分～17時30分 (訪問時間：原則 9時00分～17時00分)
休日	トヨタ記念病院カレンダーに準ずる
職員体制	管理者 常勤 1名 看護師 常勤換算 5名以上 (管理者含む)
サービスを提供する地域※	通常別に定める「サービスを提供する地域 (町名順)」による

※その他の地域の方はご相談下さい。

2. 訪問看護の主な内容

(1) 健康状態の観察 (2) 終末期の看護 (3) 療養上のお世話 (4) 介護者への支援 (5) 皮膚・排泄の管理	(6) 医師の指示による医療処置 (7) 医療機器の対応 (8) 緊急時訪問看護 (9) その他
---	---

3. 当訪問看護ステーションの特徴等

運営の方針

- ① 事業者の従業員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ② 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. サービスに関する苦情や困りごとなどの相談、申し立て窓口

ご利用者からの相談または苦情に対する常設の窓口を設けています。

- ・当事業所利用者相談・苦情担当
担 当 太田 由佳 電 話 0565-71-0310
- ・行政における相談、苦情担当
豊田市役所 高齢福祉課 電 話 0565-34-6634
愛知県国民健康保険団体連合会 電 話 052-971-4165
豊田市介護サービス機関連絡協議会 電 話 0565-32-4341

5. 秘密保持

事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後および事業者の従業員退職後も同様です。

6. 事故発生

サービス提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

7. 緊急時における対応方法

事業者の従業員等は、サービス実施中にご利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生した場合、必要に応じて応急処置行うとともに、速やかにかかりつけ医師、または、主治医に連絡し、その指示のもと適切な処置を行います。

連休・早朝・夜間の訪問は、医療ケアやデバイス交換など看護師の判断により訪問日程を調整し、必要に応じて対応いたします。

8. 利用料金

(1) 利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別表の額とします。

(2) 交通費

前記1. の「サービスを提供する地域」にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問看護に要した交通費の、実費分を徴収します。

なお、自動車を使用した場合は、250円（税別）／回(往復)です。

(3) その他の料金

死後の処置料10,000円（税別）

(4) 解約料

利用者は、いつでも契約を解除することができ、料金一切はかかりません。

(5) 自己負担

＜支払方法＞

利用月翌々月6日に利用料を金融機関口座より自動引き落としします。

事前に請求明細書、請求書を発行し、引落しを確認したあと領収書を発行します。

9. サービスの提供に関する事項（皆様へおねがい）

(1) 訪問の時間はサービス提供票に基づきますが、多少のずれが生じることがありますのでご了承ください。時間の変更は事前に連絡いたします。

(2) 台風や雪など往復途上での危険が予測された場合は、定期の訪問を変更する場合がありますのでご承知ください。

(3) 訪問日や訪問時間の変更又は中止を希望される場合、出来るだけお早めにご連絡ください。又、事業者都合で変更や中止をお願いすることもあります。

(4) 事業者の従業員が実習生として一緒に訪問し、療養上のお世話をさせて頂くことがありますのでご承知ください。

(5) 感染予防の為、訪問看護開始前後に流水にて手洗いをさせて頂きますので、協力をお願い致します。

(6) 職員に対する金品（お茶やお菓子も含む）の心付けはお断りしております。貴重品の管理にご協力ください。

(7) 暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

以上

(別表) 料金表

(1) 介護報酬に係る利用者負担金 (1 単位につき地域区分 3 級地を乗じた額となります)

a. 利用単位ごとの料金

時間別単位	介護保険 (単位)	予防給付(単位))
訪問看護 I 1 (20 分未満)	314 単位 / 回	303 単位 / 回
訪問看護 I 2 (30 分未満)	471 単位 / 回	451 単位 / 回
訪問看護 I 3 (60 分未満)	823 単位 / 回	794 単位 / 回
訪問看護 I 4 (90 分未満)	1128 単位 / 回	1090 単位 / 回

【留意事項】

次の時間帯は加算料金を頂きます。

- ① 早朝時間(午前 6 時～午前 8 時)は 25 %加算となります。
- ② 夜間訪問(午後 6 時～午後 10 時)は 25 %加算となります。
- ③ 深夜訪問(午後 10 時～翌午前 6 時)は 50 %加算となります。

b. その他の共通加算 (1 単位につき地域区分 3 級地 (11.05) を乗じた額となります)

	加算項目	単位数
限度額管理の対象外	緊急時訪問看護加算(利用者の了解を得た場合 月 1 回) ・24 時間連絡体制にあって、緊急時の訪問を行える体制にある場合 ・緊急訪問時は所要時間に応じた単位数を算定 ・特別管理加算の対象者は 2 回目以降の早朝・夜間・深夜加算算定	574 単位
	特別管理加算(厚生労働省の定める状態にある場合 月 1 回) ・特別管理加算 I (別紙参照) 月 1 回	500 単位
	・特別管理加算 II (別紙参照) 月 1 回	250 単位
	サービス提供体制強化加算(I) 1 回につき 6 単位 ・研修等の実施をしており、かつ、勤務年数 7 年以上の者が 30%以上配置されている	6 単位
	サービス提供体制強化加算(II) 1 回につき 3 単位 ・研修等の実施をしており、かつ、勤務年数 3 年以上の者が 30%以上配置されている	3 単位
	ターミナルケア加算 ・死亡日及び死亡当日前 14 日以内に 2 日以上 of ターミナルケア実施	2500 単位
限度額管理の対象	看護体制強化加算 ・厚生労働省が定める基準を満たしている場合	介護 II 200 単位 予防介護 100 単位
	初回加算(新規利用者) 月 1 回 又は退院時共同指導加算 月 1 回(特別管理加算対象者は月 2 回)	退院当日 350 単位 退院翌日以降 300 単位 600 単位
	長時間訪問看護加算 ・特別管理加算の対象者について、1 回の時間が 90 分以上の訪問看護を実施した場合	300 単位
	複数名訪問看護加算 ・利用者や家族等の同意を得て、定められた条件に該当する場合	
	30 分未満	254 単位
	30 分以上	402 単位
	看護・介護職員連携強化加算(特定業務) ・訪問介護事業所と連携し痰の吸引など訪問介護員に助言等の支援を行った場合	250 単位

特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）について

特別管理加算(Ⅰ)	
	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
	在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
	気管カニューレを使用している状態
	留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算(Ⅱ)	
	在宅自己腹膜還流指導管理を受けている状態
	在宅血液透析指導管理を受けている状態
	在宅酸素療法指導管理を受けている状態
	在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
	在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
	在宅自己導尿指導管理を受けている状態
	在宅持続用呼吸療法指導管理を受けている状態
	在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
	在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態
	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
	真皮を超える褥創の状態
	点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

訪問看護サービスを実施する地区

●拳母地区 ●高橋地区 ●上郷地区 ●高岡地区
●猿投地区 ●松平地区 ●岡崎細川町

上記の地区以外の方もご相談に応じます。
お気軽にご相談ください。